

第 1 3 4 号議案

足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例等の一部を改正する条例

(足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条
例の一部改正)

第 1 条 足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関す
る条例(平成 6 年足立区条例第 5 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 1 0 0 分の 1

(足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関す
る条例の一部改正)

第 2 条 足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に
関する条例 (平成 8 年足立区条例第 4 6 号) の一部を次のように改正
する。

第 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 1 0 0 分の 1

(足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関
する条例の一部改正)

第 3 条 足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例 (平成 1 1 年足立区条例第 3 0 号) の一部を次のように
改正する。

第 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 1 0 0 分の 1

(足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 4 条 足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成 1 3 年足立区条例第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 1 0 0 分の 1

(足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 5 条 足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成 1 4 年足立区条例第 3 2 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 1 0 0 分の 1

(足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 6 条 足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成 1 4 年足立区条例第 3 3 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 1 0 0 分の 1

(足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 7 条 足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成 1 5 年足立区条例第 2 6 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

(足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第8条 足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成15年足立区条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

(足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第9条 足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年足立区条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

第5条第1項第3号中「第43条第1項ただし書の許可を受けた」を「第43条第2項各号のいずれかに該当する」に改める。

(足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第10条 足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年足立区条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

(足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第11条 足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成17年足立区条例第15号)の一部を次

のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

(足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第12条 足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成17年足立区条例第59号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

(足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第13条 足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成17年足立区条例第83号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

(足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第14条 足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成18年足立区条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

(足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第15条 足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成19年足立区条例第45号)の一部を次の

ように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

(足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第16条 足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成19年足立区条例第46号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

(足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第17条 足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成21年足立区条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

(足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第18条 足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成24年足立区条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

(足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第19条 足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成30年足立区条例第16号)の一部を次のよ

うに改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

(足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第20条 足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成30年足立区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

(足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第21条 足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成30年足立区条例第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の改正等に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。